

河合町告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、下記のとおり道路の区域を変更し、その供用を開始する。

その関係図面は、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課において告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。

平成 30 年 7 月 1 日

河合町長 岡 井 康 徳

1. 道路の種類 町道

2. 道路の区域

路線 番号	路 線 名	新旧 別	区 間	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
19002	西山台 2 号線	旧	西山台 561 番 161 先 西山台 568 番 178 先	17.39	6.00
		新	西山台 561 番 161 先 西山台 524 番 6 先	75.81	6.00

3. 供用開始年月日 告示の日